

1. 子ども家庭総合支援拠点の概要

(1) 背景

- 平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）において、市町村は、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- 児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態がある。そのため、市区町村が、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であり、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが求められている。

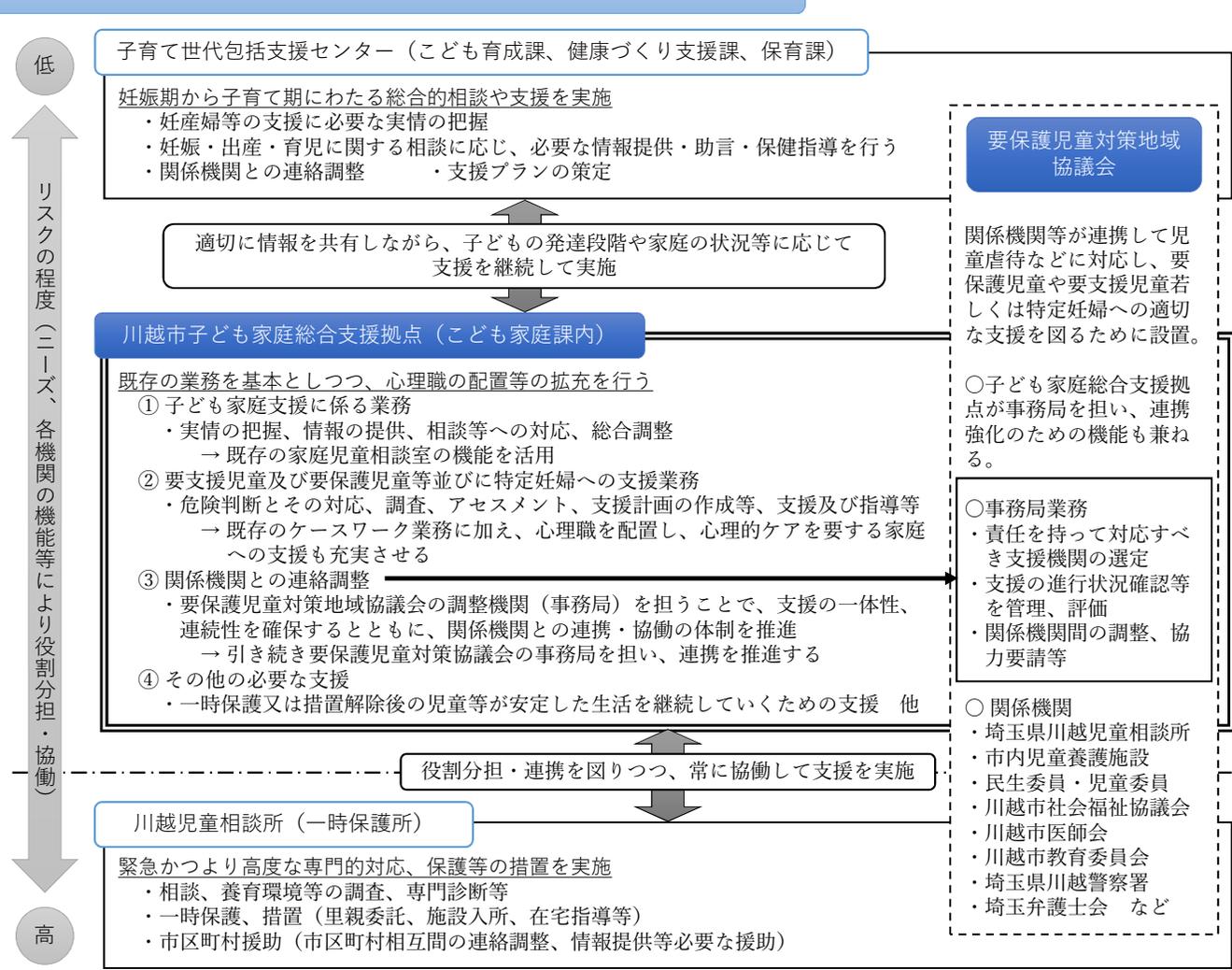
(2) 必要性

- 上記の市町村の役割・責務を踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められており、そうした機能を担う拠点の設置が努力義務となっている（国は令和4年度までに全ての市区町村に設置するとの方針）。

(3) 対象

- 管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦等を対象とする。〔「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（以下「国要綱」という）3.対象〕

2. 本市における児童等に対する支援体制の整理（支援拠点の位置づけ）



3. 設置形態等

【組織等】

子ども家庭総合支援拠点に必要な機能は、概ねこども家庭課内に備わっていることから、現行の業務を核として一部を拡充して対応する。

なお、拠点の設置は「機能の設置」であるため、設置当初の段階においては、組織改正等は予定していない。

【類型】

児童人口により5類型に区分される。
本市は「中規模型」（児童人口2.7万人以上7.2万人未満）

【職員配置】

- ・子ども家庭支援員 3名 [常時3名]
- ・心理担当支援員 2名 [常時1名]
- ・虐待対応専門員 4名 [常時4名]
- ・事務処理対応職員 1名 [必要に応じて配置]
- ・安全確認対応職員 なし [必要に応じて配置]

※ [] は、国要綱による配置基準

※安全確認対応職員は、設置後の状況により配置を検討。

【補助等】国庫補助1/2

（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金）

4. 今後のスケジュール

【設置予定】

令和4年4月1日の設置を目指し、令和3年度中に庁内の合意形成及び議会への報告を行う。

【設置後の検討】

運営開始当初は現行の業務内容を確実に実施するが、設置以降、心理職の配置により強化された専門性を活用する事業の実施や、拠点の機能の更なる強化、支援の中で抽出された課題に対応する事業の推進等、設置後概ね3年間を目安に検討していく。